

鳥獣被害対策のめぐる事情と 行政上の諸対策について

令和6年7月

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

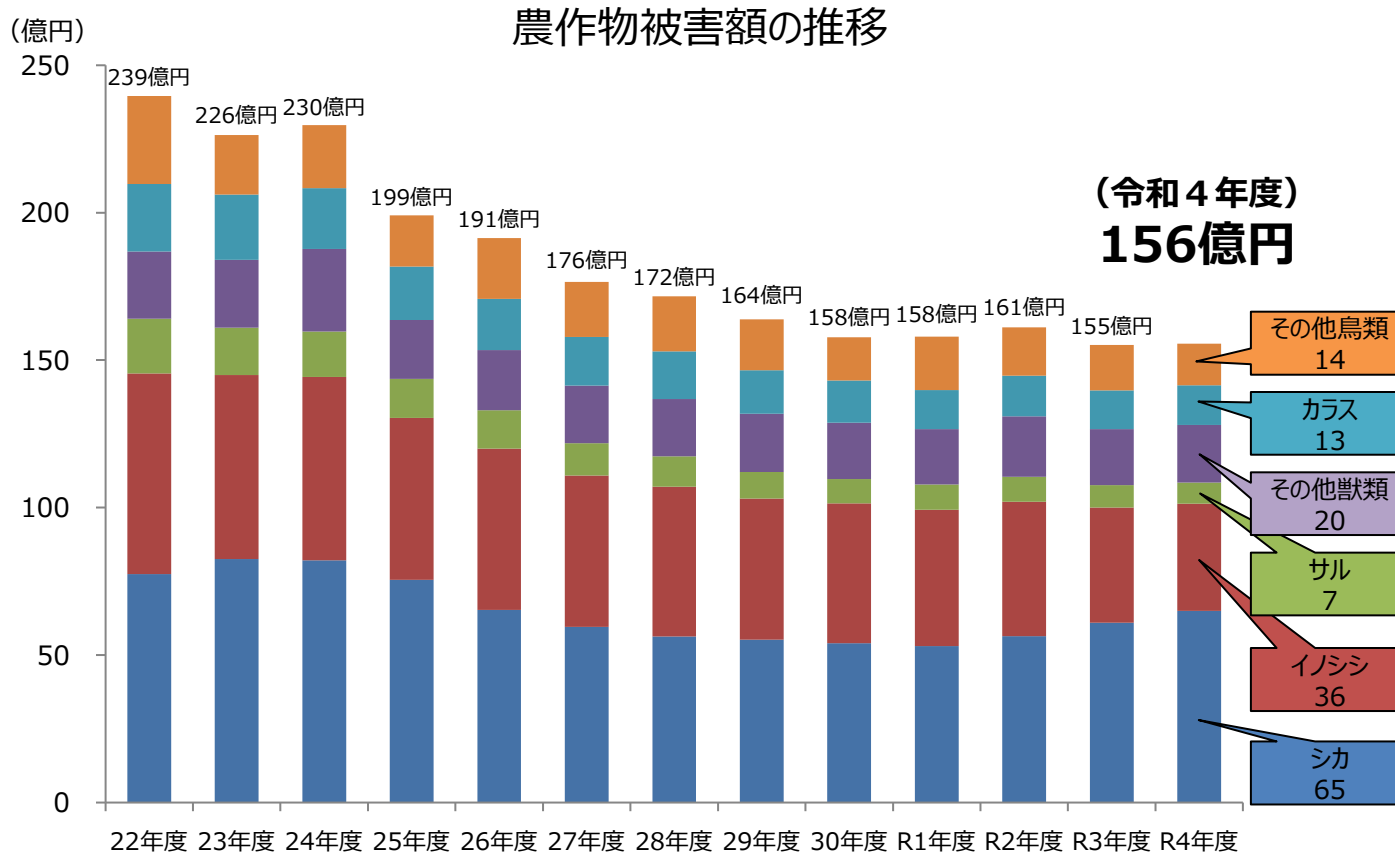
目 次

1 鳥獣被害の現状等について		1
2 鳥獣被害防止対策について		8
3 捕獲した鳥獣の利活用について		18
4 鳥獣被害防止に向けた取組事例		31

1 鳥獣被害の現状等について

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は156億円（令和4年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和4年度）で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。**



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

農作物被害



鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

【第1の柱】個体群管理 鳥獣の捕獲



鳥獣対策の鉄則！3つの柱

【第2の柱】侵入防止対策 侵入防止柵の設置、追払い



侵入防止柵の設置



追払い

【第3の柱】生息環境管理 刈払いによる餌場・隠れ場の管理 (緩衝帯の整備)、放任果樹の伐採



緩衝帯の整備



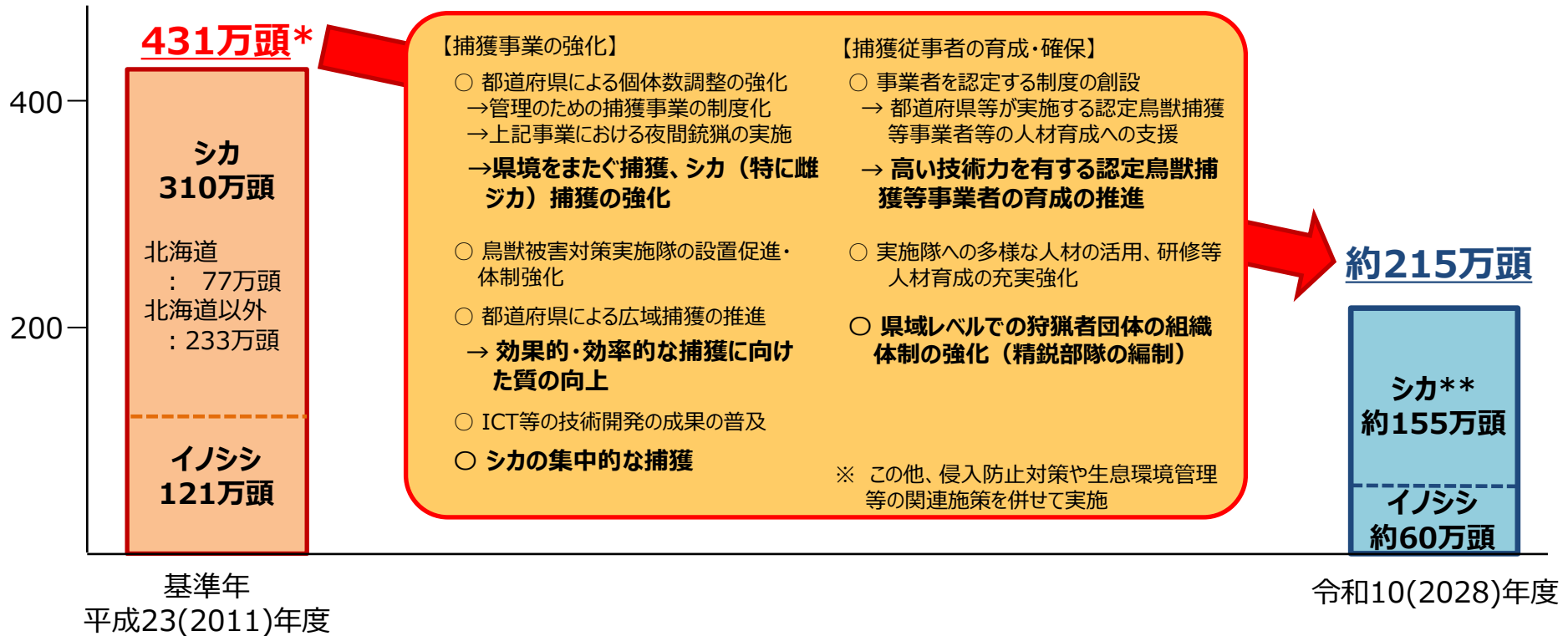
放任果樹の伐採

シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、
 - ① **シカは、令和10年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減**を目指す。
 - ② **イノシシは、平成23年度水準の半減を早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

シカ・イノシシ
個体数（万頭）

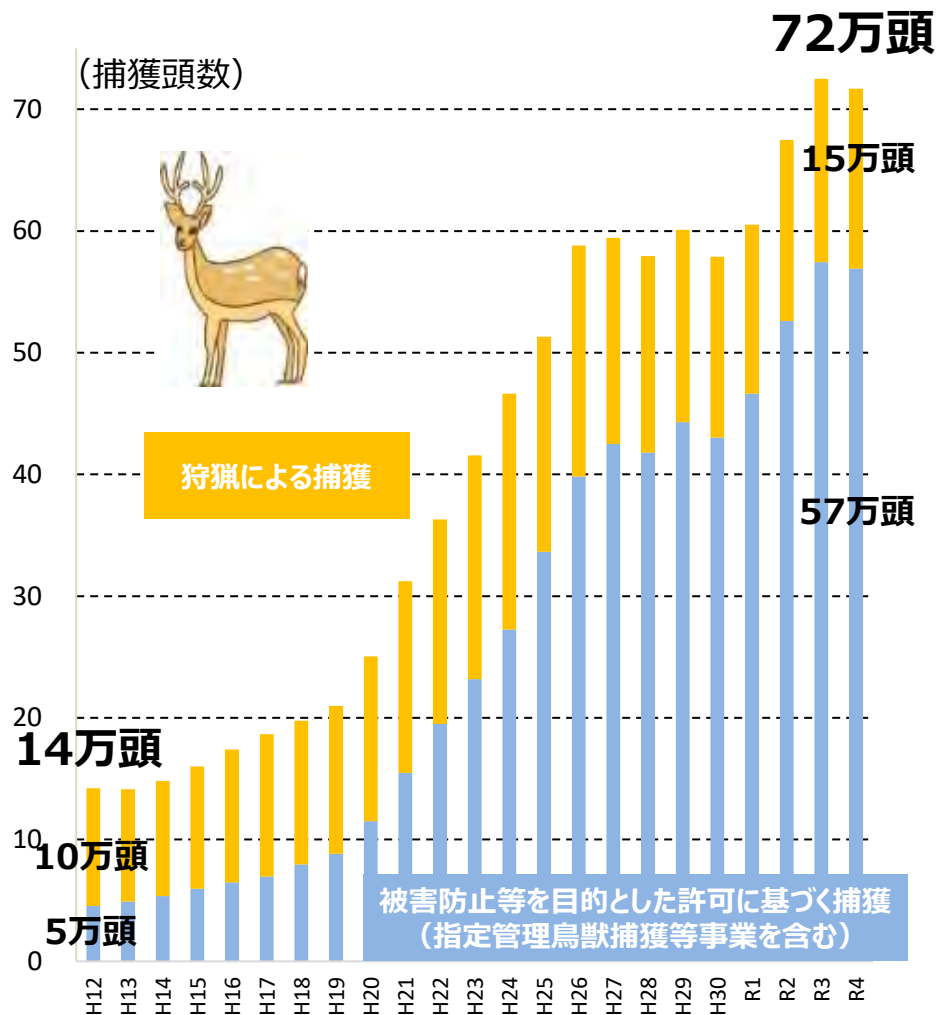


*環境省における令和4年度の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

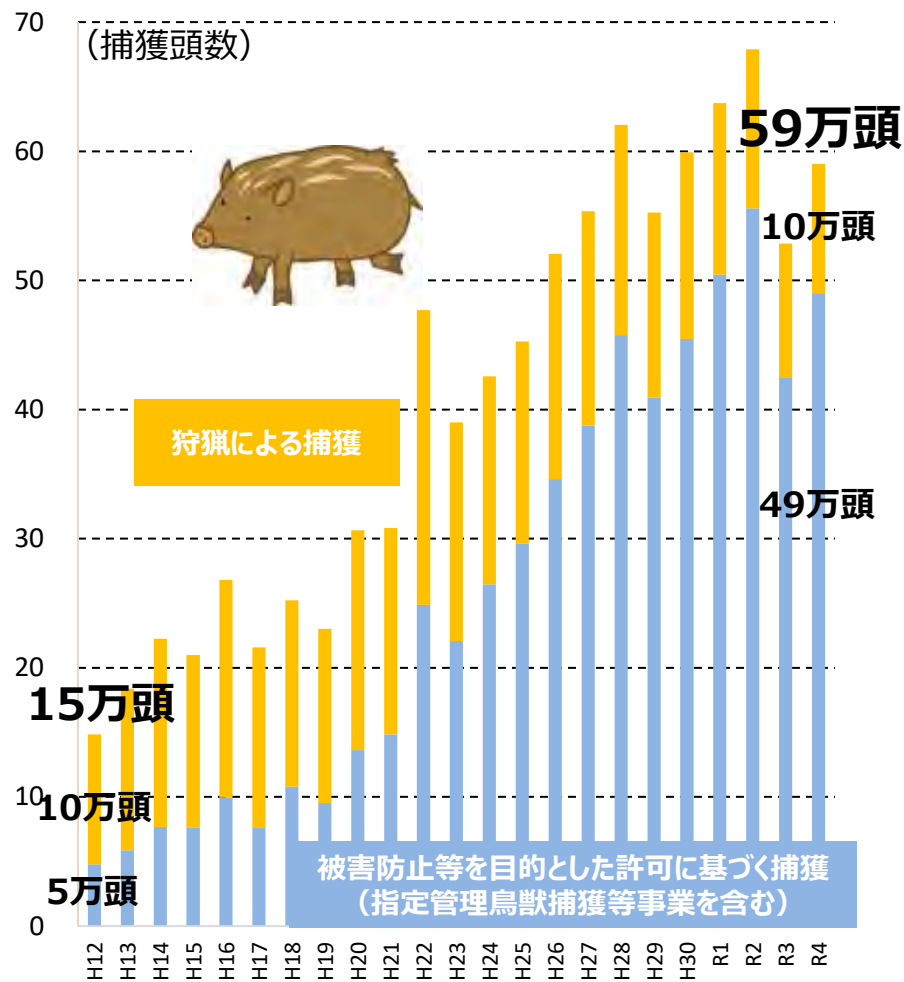
**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○ シカの捕獲頭数推移



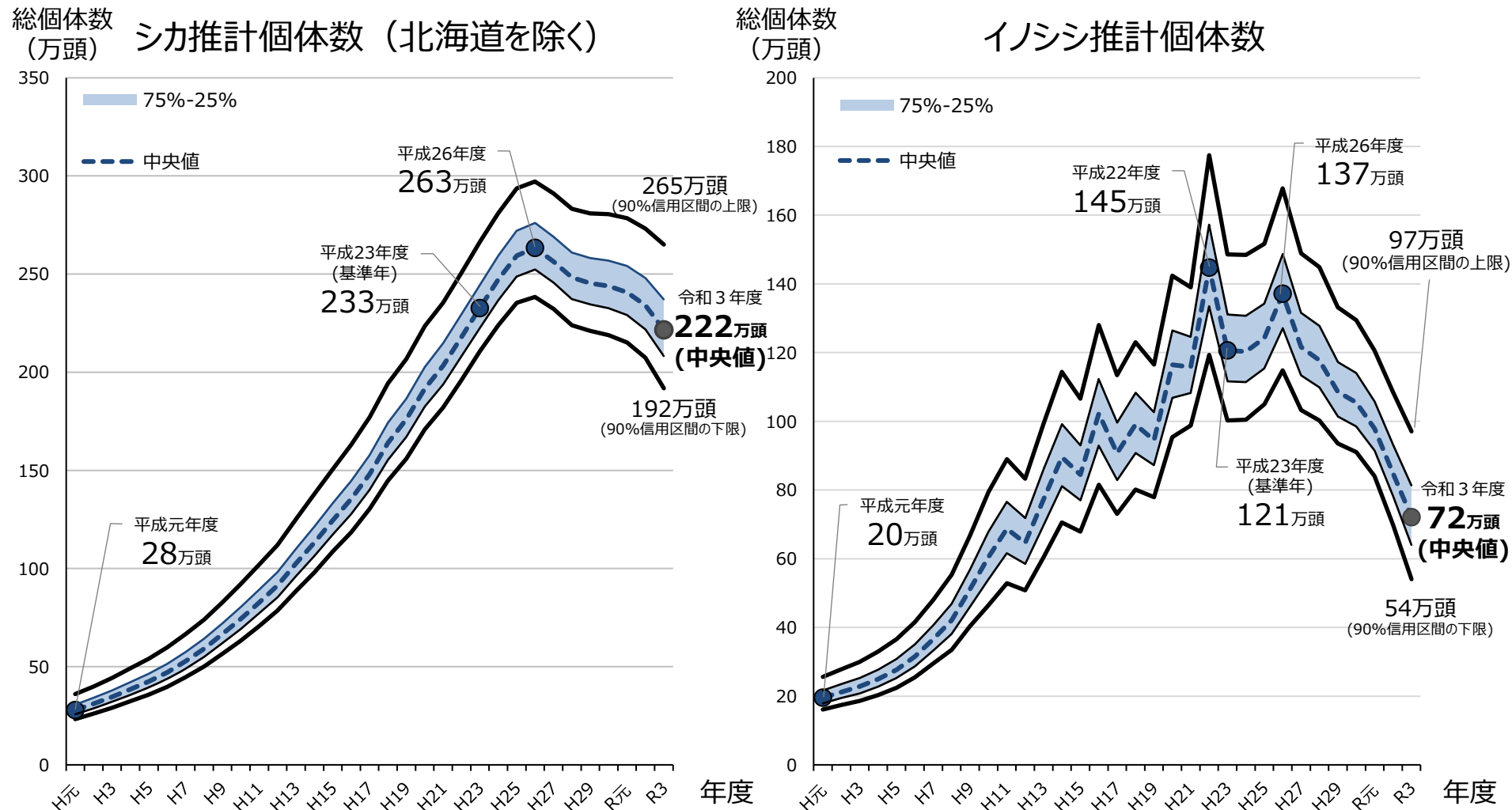
○ イノシシの捕獲頭数推移



【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成
 ※令和元(2019)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和2(2020)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」の数値

シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは平成元年度～令和3年度で約8倍（中央値）に増加。平成26年度以降は減少傾向にあるものの、そのペースは鈍い。
- イノシシは平成元年度～令和3年度で約4倍（中央値）に増加。平成26年度以降は大幅な減少傾向。



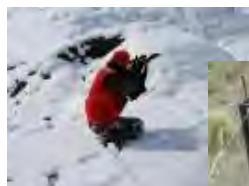
【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」（環境省）

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【鳥獣被害対策実施隊の活動内容等】

○ 活動内容：捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

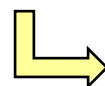
＜活動例＞



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

○ 隊員構成：

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

○ 実施隊設置の必要な市町村の手続き：

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

○ 実施隊員へのメリット措置：

主として捕獲に従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

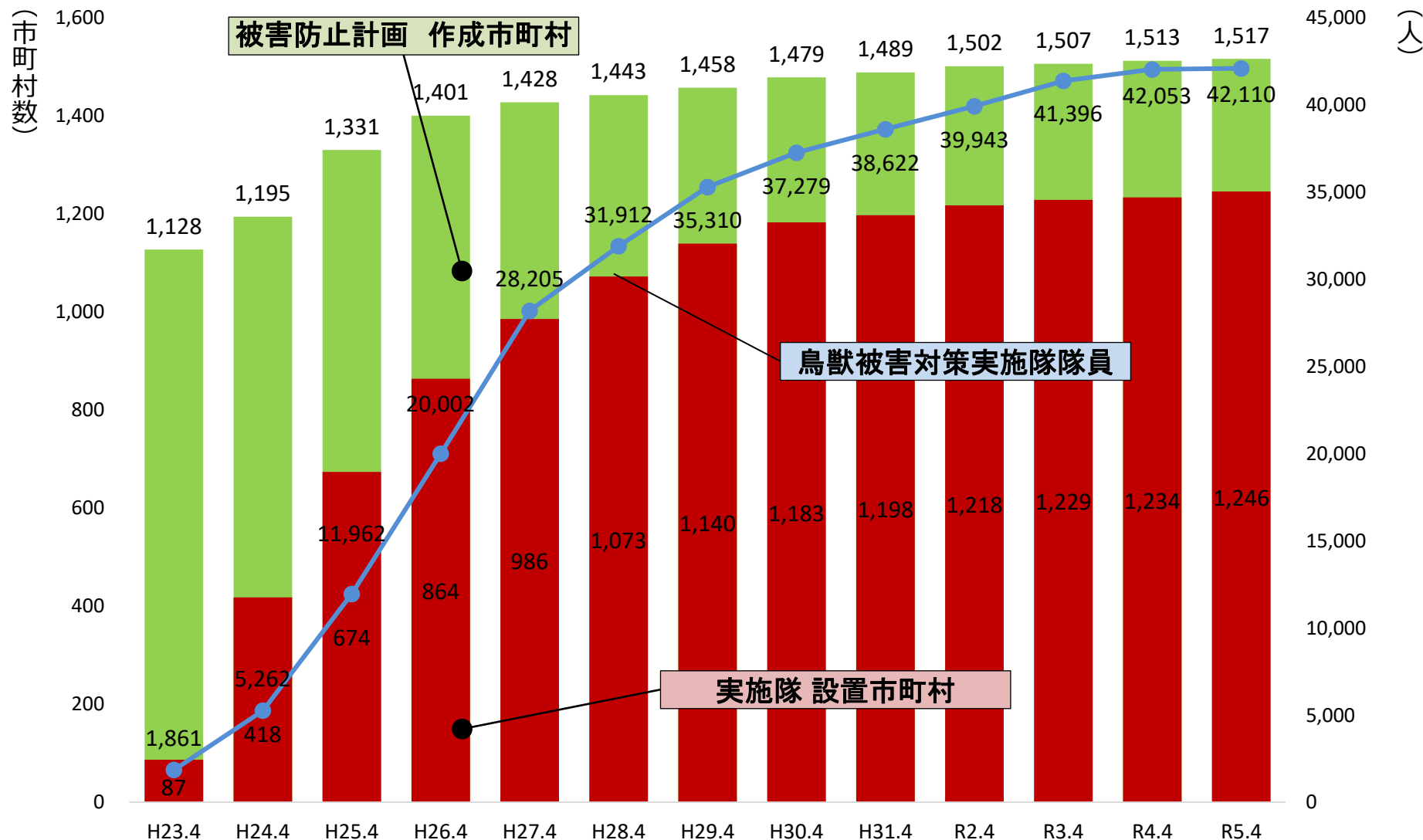


継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減免
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じく対象になり得る。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数等の推移



※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

2 鳥獣被害防止対策について

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成

H19
(制定)

○現場に最も近い行政機関である**市町村が、策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援**すること等【主な支援措置】

- ・財政支援：**特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）**、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。
- ・権限委譲：市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。
- ・人材確保：**鳥獣被害対策実施隊を設置**することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

H24
(改正)

○一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』、②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成26年12月3日までの間』、**銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除**する規定を追加。

○国及び都道府県が対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成28年12月3日までの間』に2年間延長。

H28
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成33年12月3日までの間』に5年間延長。

○鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。

○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『**令和9年4月15日までの間**』に5年間延長。

○**都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置及び同措置に要する国による費用の補助に係る規定を追加**。

○**国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加**。

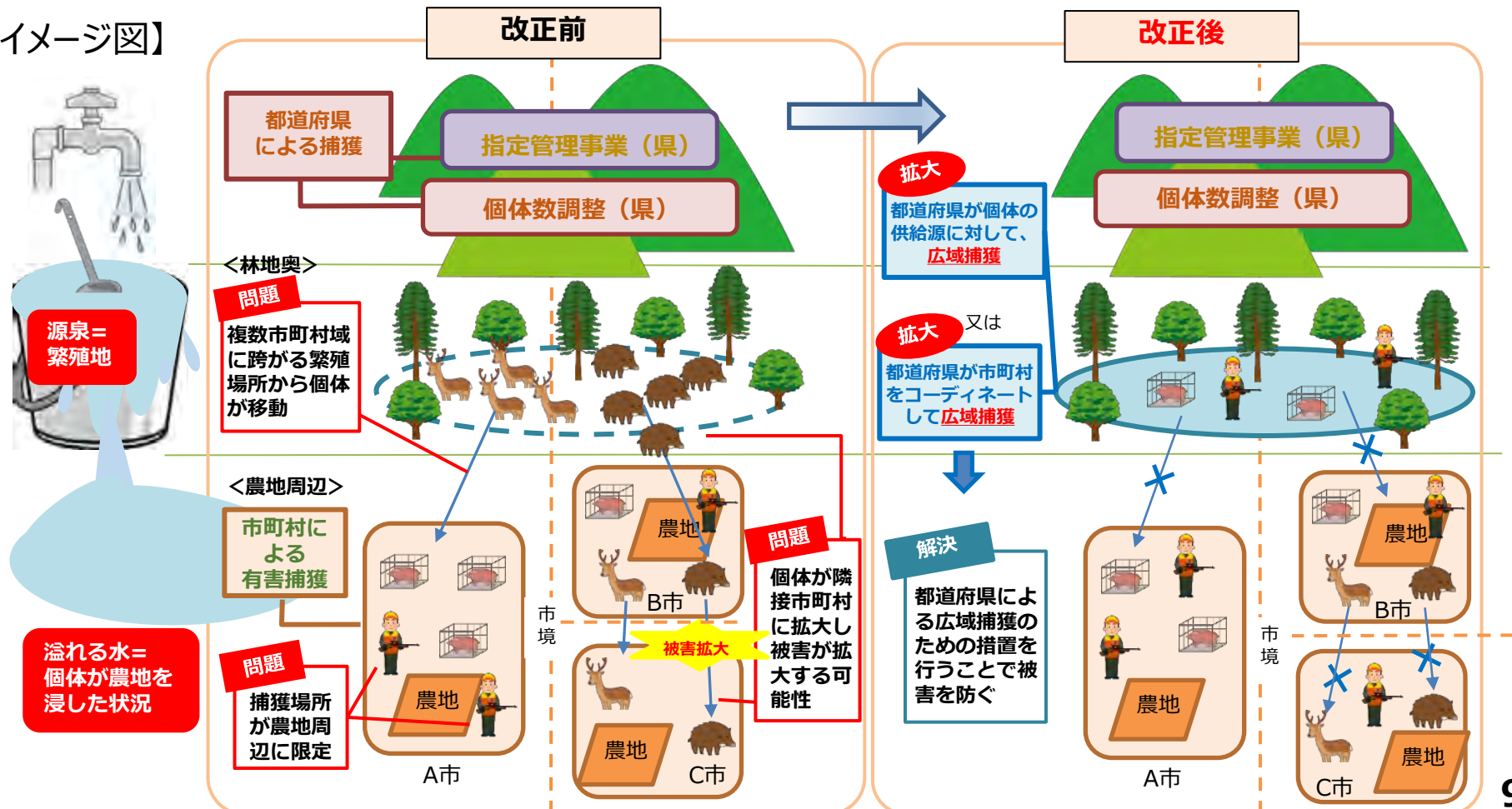
○**被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加**。

○捕獲した鳥獣の用途に**ペットフード、皮革を追加**、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。

複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化

- シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる**新たな被害を防ぐ捕獲**、②県や市町村を跨ぐ**林の中での繁殖場所での捕獲等**、**広域的な捕獲が重要**。
- このため、**都道府県が**、複数の市町村界をまたぐような**被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行えるよう**、**都道府県が講ずる措置の範囲を拡大**。
- また、この広域的な捕獲について、**国は都道府県が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、必要な財政上の措置を行う**。

【イメージ図】

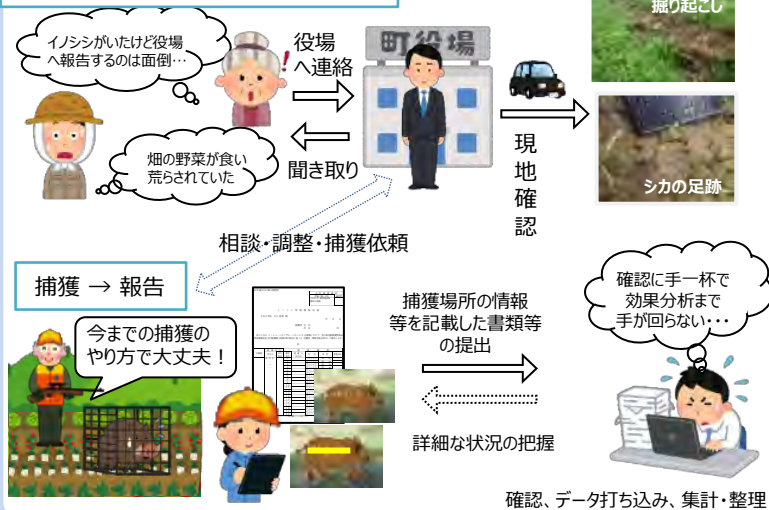


鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組

鳥獣被害対策現場の現状

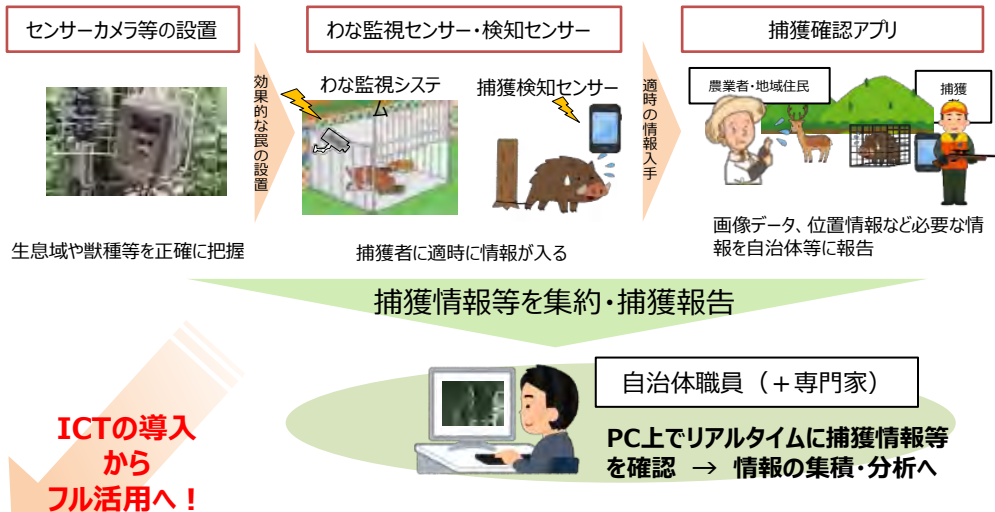
○アナログの場合、被害状況の把握等には大きな労力が必要

生息・被害情報の把握（現地確認）



ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

- センサーカメラ等で生息域や対象獣種を正確に調査
- 捕獲に効果的な場所へのわなの設置 → わなセンサー等で適時の情報入手
- 捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告



【ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ】

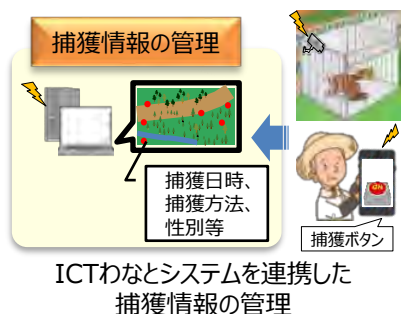
Plan：計画

生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do：実行

計画に基づく対策の実施



Check：点検

対策の効果を確認し、課題を整理



Action：改善

点検・分析を踏まえた対策の改善

鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施



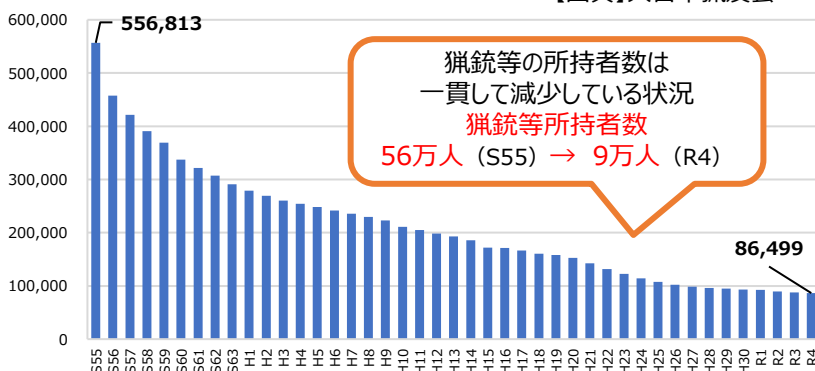
捕獲人材育成の充実強化に向けた取組

捕獲人材の現状

- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 広域捕獲等の計画策定を含めた高度な捕獲を行うことができる人材も不足。

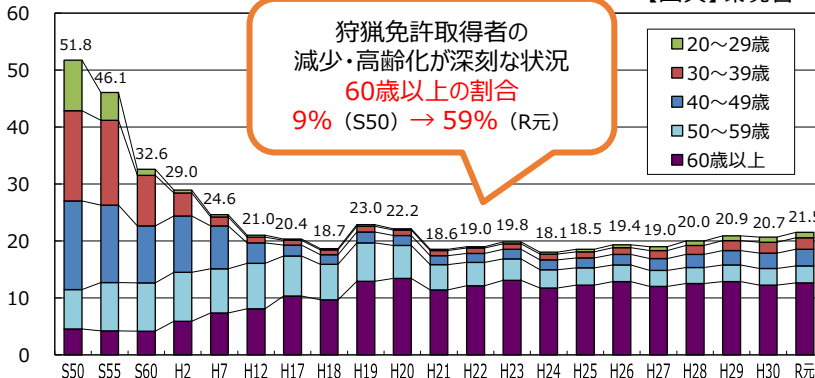
全国における猟銃等所持者数の推移 (S55～R4)

【出典】大日本猟友会



全国における狩猟免許所持者数の推移 (年齢別、S50～R元)

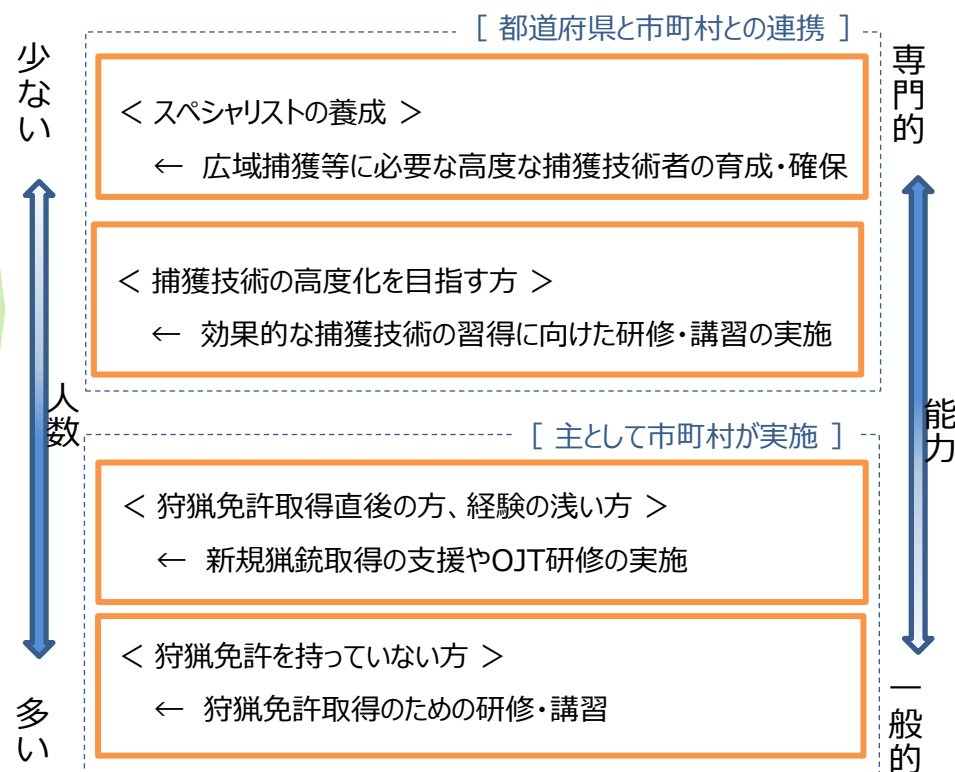
【出典】環境省



都道府県・市町村による体系的な研修等の対策

- **被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲等を行う都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施することが必要。**

【研修体系のイメージ】



地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材の確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

＜スペシャリスト養成への支援＞

高度な捕獲技術者の
育成に係る支援

補助率 定額

【限度額】 300万円/都道府県※1

※1 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援

＜捕獲技術を磨きたい方への支援＞

効果的な捕獲技術の習得など
研修・講習受講費用の支援

補助率 定額

【限度額】

○50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

○2,300万円/都道府県※2

※2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援

＜経験の浅い方への支援＞

・ OJT研修に係る支援

・ 新規猟銃取得の支援

補助率 定額

200万円/市町村(20万円/月)以内

補助率 1／2 以内

令和6年度までの支援

【上限単価】

10万円/人(49歳まで)、50万円/市町村

＜狩猟免許の取得を目指す方への支援＞

狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援

補助率 定額

【限度額】 50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進（令和6年度）

【令和6年度予算額 9,900（9,603）百万円】
（令和5年度補正予算額 4,900百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加（42,110人〔令和5年度〕→43,800人〔令和7年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

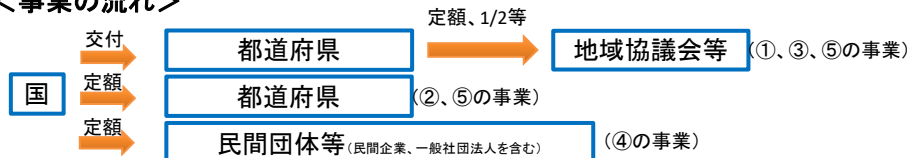
<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900（9,603）百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ **シカ特別対策**【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① **シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】



- ② **効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化
【令和5年度補正予算含む】



【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

- ① **広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



- ② **ジビエの情報発信強化**【令和5年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する 特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する 特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注 1）被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

（注 2）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

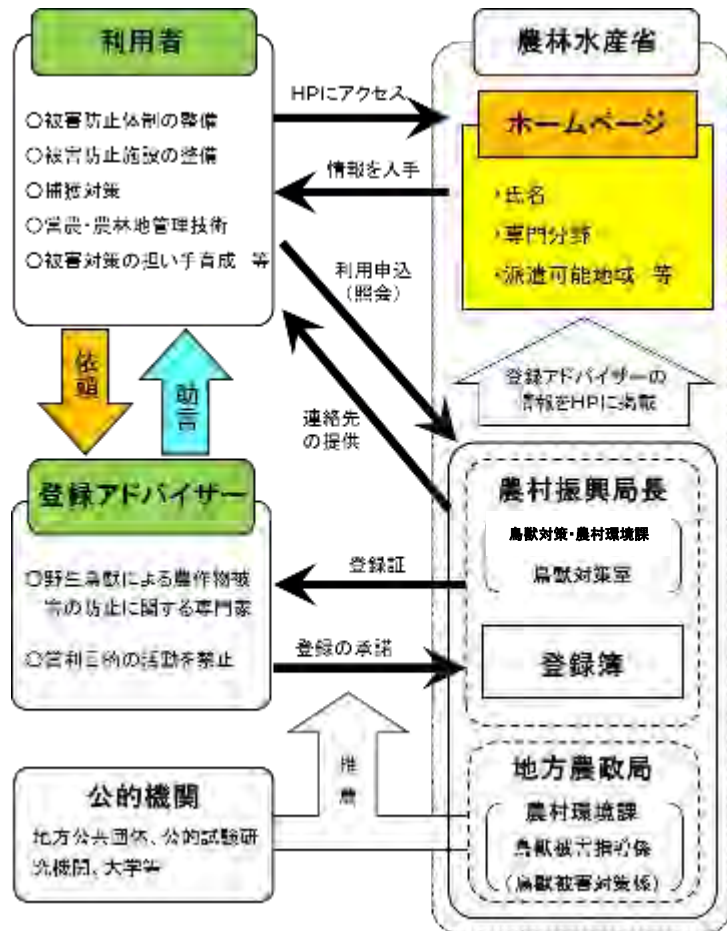
（注 3）都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

【参考】鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止計画の作成及びその実施に際して助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を紹介。（地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間団体等）
- また、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成、技術指導者等を育成する研修等を開催するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

登録者数：252名（令和5年4月現在）



○ 野生鳥獣被害防止マニュアル等



（関連制度編）



（総合対策編）



（中型獣類編）



（鳥類編）

野生鳥獣による被害防止マニュアル等

鳥獣対策に関するマニュアルや技術を掲載しています。

1. 関連制度、総合対策、中型獣類・鳥類の対策
2. 自治体の方へ
3. 人材育成・実施体制の実例

4. 先進的な研究の実証
5. 都道府県等における鳥獣被害対策
6. 過去のマニュアル

■ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

3 捕獲した鳥獣の利活用について

なぜ今、ジビエ振興なのか

- 被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用し、農山村の所得に変えるような、有害鳥獣を「マイナス」の存在から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要。

マイナス面

- ◆ 野生鳥獣による農作物被害の増大
- ◆ 営農意欲の減退
- ◆ 耕作放棄地の拡大
- ◆ 農山村地域の衰退
- ◆ 有害鳥獣の捕獲
- ◆ 捕獲鳥獣の埋却・焼却処理が負担

ジビエ振興

これまで廃棄していた捕獲鳥獣のジビエ利用拡大を推進

プラス面

- ◆ 積極的な捕獲の推進
- ◆ 農作物被害の低減が期待
- ◆ 様々な分野でジビエ利用
 - 農泊・観光
 - 外食・小売
 - 学校給食
 - ペットフード など
- ◆ 農山村地域の所得向上が期待

捕獲から消費までの主な流れ

供給(捕獲～処理加工)

流通

需要(消費)

捕獲現場

ジビエ
処理加工施設

